

# 令和元年度 三島市議会 議会運営委員会 視察報告書

## 1 視察日程

令和元年10月28日（月）～29日（火）

## 2 視察先及び調査事項

(1) 兵庫県高砂市

・ 議選監査委員廃止の経緯について

(2) 京都府亀岡市

・ 議会改革、議会活性化の取り組みについて

## 3 視察参加委員

委員長 松田 吉嗣

副委員長 堀江 和雄

委員 大石 一太郎

委員 川原 章寛

委員 土屋 利絵

委員 佐藤 寛文

委員 服部 正平

議長 大房 正治

副議長 野村 諒子

## 4 報告内容

次のとおり

## 【視察地ごとの報告】

- 1 視察先 兵庫県高砂市
- 2 調査事項 議選監査委員廃止の経緯について

### (1) 概要

高砂市議会では平成30年3月28日に「議会及び行財政改革等対策検討特別委員会」を設置し、平成30年6月に特別委員会で協議した上で本会議へ報告を行い、平成30年6月18日、市議会本会議で監



査委員条例改正案を可決し、議選監査委員を廃止した。特別委員会では種々協議されたが予算及び事務の執行のチェック、決算の審査等を行うことができる専門的見地の人物を招致することを踏まえ、委員会として議選監査委員は選任しない方向で意見が一致した。ただ、議選監査委員の経験者からは、周囲の環境についてある程度の理解はあるものの、議選監査委員について一定の効果があり、予算の調整や見守ってきた経緯もあるため、100%了承はできないという意見もあった。なお、議選監査委員の廃止について識見監査委員には意見を聴取していない。これは識見監査委員から議選監査委員を廃止してはどうかという意見は出しにくいだろうという配慮もあり、正式に意見は聞かなかったもの。また、その他有識者等には特に意見は聞いていない。

議選監査委員廃止のメリット、デメリットについては、メリットとしては議選監査委員では政治的な色合いを帯びてしまう可能性があり、識見を有する者が専門的な見地から客観的な監査ができる点があること、一方デメリットとしては、議選監査委員が入っていたことによる効果がなくなることと、当局の人選が適正かどうかという点があると考えている。なお、識見監査委員については、従来から公認会計士が代表監査を務めており、新しく追加した識見監査委

員については予算及び事務の執行のチェック、決算の審査等ができる専門的見地の人物として、県職員OBが選任されている。

議選監査委員の廃止について短期間で結論が出た背景には、従来から決算委員会を徹底して行っていることがあり、今も9月定例会で付託を受けた後、決算特別委員会を12日間かけて行い、12月の定例会で報告をする流れになっている。そのため、自治法の改正があったときに議選監査委員については手放してもよいのではないかという方向につながり、短期間で決めることができた。

## (2) 所感

**(松田委員長)** 高砂市は決算委員会が12日間にわたりチェック・議論をするなど監視機能の充実強化を図ってきた実績の上で議選監査委員の廃止に至っており、三島市ではまずは当面の課題としてチェック体制の充実強化への早期取り組みが必要と感じた。

**(堀江副委員長)** 決算の審査が行える専門的な方を選任し、議員の本来のチェック機能に移行した。議選廃止のメリットはこれからであるが、以前より予算決算の審査を徹底的に行っている体制は三島市も大いに参考にできる。

**(大石委員)** 議選監査の廃止は、専門的見地から議員選出の人材難と、一方決算委員会等の質疑が活発で、チェック機能を果たしているからとの不要論は理解できる。一方識見監査委員の選任も、財務・行政事務全般に渡る理解と認識の面から難しさも感ずる。

**(川原委員)** 従前より、議会による決算審査の強化を図っており、法改正を受け、監査の専門性・独立性を高めるため、議選監査委員の廃止・識見監査委員の2名化がされており、三島市議会においても、早急に同様の取組が求められる。

**(土屋委員)** 議会改革が進んでいる市で、議長さんがとても熱い方で楽しかったです。監査委員の議会選任をなくすことも、いち早く取り入れたようですが、監査

委員の役割と議員の役割が重なってしまうので、分けた方がいいという言葉はその通りだと思いました。

**(佐藤委員)** 平成30年に検討委員会を設置し専門的見地の人物を招致するという事を踏まえ議会から監査委員を選任しない意見で一致したようだが、その背景には予算決算審査を議会として徹底的に行ってきたからこそだと感じた。本市においては予算決算審査の取り組み強化が先決か。

**(服部委員)** 外部監査委員が監査能力を持ち、市に対し厳しく対応できる見識者であれば、議会としての合意形成も可能であろう。また、議会運営上歪な関係をつくらず、議会側としてのチェックも行いやすいことを学ぶことができた。

**(大房議長)** 議選監査委員の廃止を検討した特別委員会の委員長を務められた今村議長が、「決算委員会が12日間かけて委員会を開き、徹底的に議論しているので議選監査委員の影が薄くなったのでは」とおっしゃっていたのが印象的であった。

**(野村副議長)** 高砂市が常任委員会や決算委員会で徹底的な審議や議員間討議が行われていることから議選監査委員を廃止したと伺い、議会での審議状況や事業内容を審査する人材を市民から選出する難しさを考えると、議選監査委員廃止は慎重に考えるべきと感じた。

## 【視察地ごとの報告】

### 1 視察先 京都府亀岡市

### 2 調査事項 議会改革、議会活性化の取り組みについて

#### (1) 概要

亀岡市では議会改革の取り組みとして多様な取り組みがなされてきた。特徴的なものを上げると、①費用弁償の廃止

(平成18年・ただし平成28年に交通費の実費分のみ復活) ②議員提案による

政治倫理条例の制定(平成20年) ③月

例の常任委員会の開催(平成21年から) ④本会議の休日開催(傍聴者が増え

ずインターネット中継もあり現在は休止) ⑤議会基本条例について平成22年

の制定後、2年ごとに検証⑥議会報告会からわがまちトーク(自治会や各種団

体との意見交換会)への移行⑦事務事業評価の実施(事業を抜粋して細かく審

査するもの・平成22年から) ⑧会議へのパソコン等の持ち込み許可⑨文書質

問制度(平成24年から・最近は使われていない) ⑩政策研究会(平成24年

から・現在は月例常任委員会へ移行) ⑪議長の定例記者会見(平成28年から)

⑫通年議会(会期は6月から3月末・平成30年から) ⑬議員発議の政策条例

を2件制定(平成24年と30年)。

今回主なテーマとして議会基本条例の見直しについて伺った。平成22年の制定以後、2年ごとに議会運営委員会で検証しており、それらも踏まえる中で平成23年に反問権の導入、平成24年に文書質問制度の導入、平成25年に自治法改正に伴う政務活動費の導入に伴う改正、平成26年に文言整理、平成28年に政策研究会の追加、平成30年に文言整理し議会報告会を毎年開催から必要に応じてという形に変更、などがされている。検証は独自の検討シート



を各会派に配付して条項ごとにどのような問題があるか検討、記載してもらい、それについて議会運営委員会で検討、検証する方法をとっている。議会運営委員会で意見が分かれる場合も、委員長のもと、各会派の合意点、意見の一致点を見出せるような進行をしてもらっている。

なお、議選監査委員については平成29年9月に会派代表者会議で検討をしており、二元代表制を踏まえた上で引き続き議選監査委員を出すべき、住民の代表としての意見を出して監査することが大事という結論になった。

また、反問権については平成23年から過去12回実施されており、おおむね年間1回程度、市長が行使している。文書質問制度については平成24年から実施して基本条例にも位置づけしているが、直近の文書質問は平成28年であり、現在は通年議会を導入しているため会議規則に定めた議員の質問権に基づく文書質問という位置づけになっている。

## (2) 所感

**(松田委員長)** 平成22年の議会基本条例施行後、2年ごとに議会運営委員会にて検証をされ、数々の議会改革・議会活性化への見直し、取り組みをされてきており刺激を受けた。三島市議会においても見直し・取り組みの必要性を感じた。

**(堀江副委員長)** 議会改革の流れが進展している事を実感した。反問権の行使、一般質問以外に文書質問を認め文書での記録を残した。更に会派を超えた議員による政策研究会の発足。何よりも月例での常任委員会の開催は非常に驚いた。

**(大石委員)** 基本条例制定後、反問権の制限撤廃、文書質問制度(後日通年議会化で無用化)、政策研究会(後日常任委員会の月例化で無用化)、事務事業評価、パソコン導入、通年議会等々の議会改革を繰り返し実施しており、当市議会の目標と捉えて良いのでは。

**(川原委員)** 議会改革や基本条例の検証を重ねる中、報告会から意見交換会への

転換や政策研究会等による条例提案、議案審議の論点明確化・深化に向けた説明資料の要求等が図られており、三島市議会においても、同様の取組が求められる。

**(土屋委員)** 議運の委員長さんがやっぱり熱い方で、話を聞いていて本当に楽しかったです。絶えず、改革していく姿勢が必要であり、これで終わりというところはない、という話は感激しました。

**(佐藤委員)** 平成22年に議会基本条例を制定後定期的に検証と見直しを行っており一部改正も行っている。検証から見直しに至るまでには全議員に検証結果を提出させる手法はとても参考になり本市においても取り入れるべきである。

**(服部委員)** 議会改革では、慣例慣行にとらわれず、常に新たな挑戦をされており、委員会重視で様々な議案・課題等を自由討論とし、活発な議論が交わされ、政策研究も行うなど、各議員の質の向上に繋がっていることが推察される。

**(大房議長)** 事務事業評価を行い、その結果を今後の事務事業の点検、改善及び予算編成に活かし、市民福祉の増進に資する事務事業の実施につなげている。統一したシートで事務事業を評価し議員間で自由討議することで決算の充実感が伺われた。

**(野村副議長)** 議会基本条例制定後の見直しの中で、文書質問制度の創設などは議会の共通認識を深める為に必要であり、議会中の議員間討議の必要性と努力をかなり強く求めている点は評価すべきであり、これらの取り組みを参考にしていきたいと考える。